

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	廃棄物最終処分場の長期的な維持管理に必要な不可欠となる最終処分場維持管理積立金の積立てを確保し、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底する。
内容	最終処分場維持管理積立金の積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加する。
関連条項	第9条の2の2第2項、第15条の3第2項
必要性	廃棄物最終処分場の埋立て終了後の維持管理費用の積立てを義務付けている維持管理積立金については、多くの未納が発生しているが、当該義務違反を放置すると、埋立て終了後に十分な維持管理が行われず、生活環境保全上の支障が生じるおそれが非常に高い。このため、維持管理積立金の積立義務を果たさない最終処分場について、一定の担保措置が必要である。
費用	
遵守費用	既に法律に基づき最終処分場の埋立て終了後の維持管理費用の積立てが義務付けられており、適法に積み立てている者であれば本規定の創設により追加負担が生ずることはない。
行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。
便益	維持管理積立金の確実な積立てを担保できる。また、積立義務を果たさない最終処分場については、許可の取消しを行うことが可能となり、将来の生活環境保全上の支障を未然に防止できるようになる。

想定される代替案							
代替案①	廃棄物処理施設設置許可の要件として最終処分場維持管理積立金の積立てを行ったことを求める。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>廃棄物最終処分の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし。</td> </tr> </table>	遵守費用	廃棄物最終処分の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。	行政費用	特になし。	その他の費用	特になし。
	遵守費用	廃棄物最終処分の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。					
行政費用	特になし。						
その他の費用	特になし。						
便益	上記と同様に維持管理積立金の確実な積立てを担保できるが、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは難しく、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない基幹設備でもある廃棄部最終処分場の適正な整備がかえって困難となるおそれがある。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>廃棄物最終処分場の維持管理積立金が未納の事例が近年相次いでおり、積立義務に対する担保措置を強化することが急務である。しかし、許可時にあらかじめ積立てることを義務付けると、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは事業者にとって困難であり、廃棄部最終処分場の適正な整備が困難となり我が国の適正処理体制の維持をかえって阻害するおそれがある。このため、積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加することが適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能とするとともに、維持管理積立金を積み立てない者については許可を取り消す又は罰則を設け、維持管理費用の確保を確実にするべきである。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備考
<p> </p>

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	廃棄物最終処分場の長期的な維持管理に必要な不可欠となる最終処分場維持管理積立金の積立てを確保し、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底するため、最終処分場維持管理積立金の積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加する。		
	関連条項	第9条の2の2第2項、第15条の3第2項	
想定される代替案	代替案① 廃棄物処理施設設置許可の要件として最終処分場維持管理積立金の積立てを行ったことを求める。 代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	(遵守費用)	既に法律に基づき最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立てが義務付けられており、適法に積み立てている者であれば本規定の創設により追加負担が生ずることはない。	廃棄物最終処分場の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。
	(行政費用)	特になし。	特になし。
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
		右と同様に維持管理積立金の確実な積立てを担保できるが、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは難しく、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない基幹設備でもある廃棄部最終処分場の適正な整備がかえって困難となるおそれがある。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	廃棄物最終処分場の維持管理積立金が未納の事例が近年相次いでおり、積立義務に対する担保措置を強化することが急務である。しかし、許可時にあらかじめ積立てることを義務付けると、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは事業者にとって困難であり、廃棄部最終処分場の適正な整備が困難となり我が国の適正処理体制の維持をかえって阻害するおそれがある。このため、積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加することが適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見具申において「適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能とするとともに、維持管理積立金を積み立てない者については許可を取り消す又は罰則を設け、維持管理費用の確保を確実にするべきである。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			